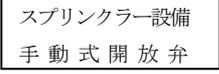


基準38 消防用設備等（誘導灯及び誘導標識を除く。）の標識類の様式の取扱いについて

消防用設備等（誘導灯及び誘導標識を除く。）の標識類の様式については、次の表の左欄に掲げる標識類の種別に応じ、同表右欄に掲げる標識類の例による。

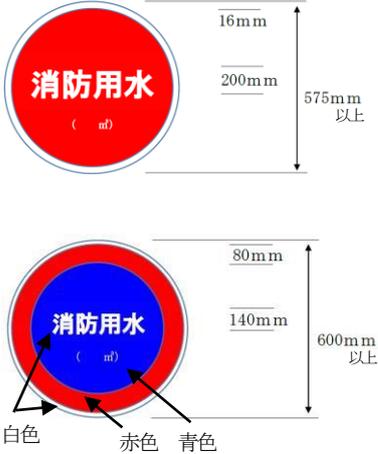
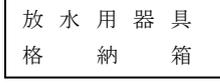
標識類の種別		標識類の例	
消 火 器 具	「消火器」、「消火バケツ」、「消火水槽」、 「消火砂」又は「消火ひる石」と表示し た標識（規則第9条第4号）	<p>消火器の例</p> 	<p>大きさ：短辺・・・80mm以上 長辺・・・240mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白</p> <p>大きさ、色については、上記のように指導すること。 その他明確な表示で認識できるものであれば上記例によらない事ができる。</p>
屋 内 消 火 栓 設 備	1号消火栓箱の表面に「消火栓」の表示 （規則第12条第1項第3号イ）	消 火 栓	<p>文字の大きさ：1字につき50mm平方以上 色：1号消火栓箱の色と識別できる色 大きさについては、上記のように指導すること。</p>
	2号消火栓箱の表面に「消火栓」の表示 （規則第12条第1項第3号イ）	消 火 栓	<p>文字の大きさ：1字につき50mm平方以上 色：2号消火栓箱の色と識別できる色 大きさについては、上記のように指導すること。</p>
補 助 散 水 栓	補助散水栓箱の表面に「消火用散水栓」 の表示（規則第13条の6第4項3号イ）	消 火 用 散 水 栓	<p>文字の大きさ：1字につき50mm平方以上 色：補助散水栓箱の色と識別できる色 大きさについては、上記のように指導すること。</p>
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	スプリンクラー設備の制御弁である旨を 表示した標識（規則第14条第1項第3 号ハ）		<p>大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白</p> <p>大きさ、色については、上記のように指導すること。</p>
	開放型スプリンクラーヘッドを用いるス プリンクラー設備の一斉開放弁又は手動 式開放弁である旨を表示した標識を設け るよう指導すること。（基準15、第1、 第12項第3号及び第14項）	 	<p>大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白</p>
	閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるス プリンクラー設備の末端試験弁である旨 を表示した標識（規則第14条1項第5 号の2ハ）		<p>大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白</p> <p>大きさ、色については、上記のように指導すること。</p>

	<p>スプリンクラー設備の送水口である旨及びその送水圧力範囲を表示した標識（規則第14条第1項第6号ホ）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">送 水 口 〔 スプリンクラー設備専用 〕 〇〇MP a～〇〇MP a</p> </div> <p style="margin-left: 20px;">大きさ：短辺・・・150mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白</p> <p style="margin-left: 20px;">大きさ、色については、上記のように指導すること。</p> <p>注：送水圧力については実測値又は損失計算にて得た値を記入する。</p> <p>注：設計送水圧力が1MPaを超える場合に使用することができる配管を設けるときは、送水口の直近の見やすい箇所に、一辺5cm程度の四角形の黄色の反射板を設けるよう指導すること。</p>
<p>水 噴 霧 消 火 設 備 等</p>	<p>水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の自動式の起動装置である旨を表示した標識又はその旨の表示（規則第16条第3項第3号ホ（ロ）ほか）</p>	<p style="margin-left: 20px;">不活性ガス消火設備（二酸化炭素）の例 大きさ：短辺・・・150mm以上 (水噴霧消火設備にあつては100mm以上) 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白</p> <p style="margin-left: 20px;">大きさ、色については、上記のように指導すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">不活性ガス消火設備 手 動 起 動 装 置 (二酸化炭素)</p> </div>
	<p>移動式の消火設備（泡消火設備、不活性ガス消火設備炭素、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備をいう。）である旨の表示又はその旨を表示した標識（規則第18条第4項第4号イほか）</p>	<p style="margin-left: 20px;">泡消火設備の例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">移 動 式 泡 消 火 設 備</p> </div> <p style="margin-left: 20px;">大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白</p> <p style="margin-left: 20px;">大きさ、色については、上記のように指導すること。</p>
	<p>泡消火設備のホース接続口である旨を表示した標識（規則第18条第4項第10号ロ（ホ））</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">泡 消 火 設 備 ホ ー ス 接 続 口</p> </div> <p style="margin-left: 20px;">大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白</p> <p style="margin-left: 20px;">大きさ、色については、上記のように指導すること。</p>

<p>全域放出方式の不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の消火剤が放出された旨を表示する表示灯 (規則第19条第5項第19号イ(二)及び第19号の2ロ(ホ))</p>	<p>不活性ガス消火設備(二酸化炭素)の例 大きさ:短辺・・・80mm以上 長辺・・・280mm以上 色:地・・・白 文字・・・赤(消灯時は白) 大きさ、色については、上記のように指導すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>二酸化炭素 充満 危険・立入禁止</p> </div>
<p>全域放出方式の不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の防護区画内及びその出入口付近並びに防護区画に隣接する部分に設ける注意事項を表示した標識(基準19、第1、第1項第13号)</p>	<p>① 防護区画内に設置するもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">危険</p> <p>ここには、不活性ガス消火設備(二酸化炭素)が設置されています。 消火ガスを吸い込むと死傷のおそれがあります。 消火ガスを放出する前に退避指令の放送を行います。 放送の指示に従い室外へ退避すること。</p> </div> <p>大きさ:短辺・・・270mm以上 色:地・・・黄 長辺・・・480mm以上 文字・・・黒</p> <p>② 貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口に設置するもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">この室は</p> <p>不活性ガス消火設備(二酸化炭素)が設置されています。 消火ガスを吸い込むと死傷のおそれがあります。 消火ガスが放出された場合は入室しないこと。 室に入る場合は、消火ガスが滞留していないことを確認すること。</p> </div> <p>大きさ:短辺・・・200mm以上 色:地・・・黄 長辺・・・300mm以上 文字・・・黒</p> <p>③ 防護区画に隣接する部分の出入口に設置するもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">危険</p> <p>ここは、隣室に設置された不活性ガス消火設備(二酸化炭素)の消火ガスが流入するおそれがあり、吸い込むと死傷のおそれがあります。 消火ガスを放出された場合は、退避すること。 近づく場合は、消火ガスが滞留していないことを確認すること。</p> </div> <p>大きさ:短辺・・・200mm以上 色:地・・・黄 長辺・・・300mm以上 文字・・・黒</p>
<p>二酸化炭素が人体に危害を及ぼすおそれがあることを表示した標識 (規則第19条第5項第19条イ(ホ)(1))</p>	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>大きさ:縦30cm以上、横30cm以上 地色:白色 人:黒色 煙:黄色 文字:「CO₂」及び「二酸化炭素 CARBON DIOXIDE」は黒色、「危険」及び「DANGER」は黄色とする。 シンボル:地色は黄色、枠は黒色、感嘆符は黒色とする。</p> </div> </div>

		<p>※貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口には上記②の標識とあわせて設けること。</p> <p>防護区画内及び防護区画に隣接する部分の出入口には上記①及び③の標識とあわせて設けることが望ましい。</p>
	<p>不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の貯蔵容器の設置場所である旨を表示した標識(基準19、第1、第1項第1号オ)</p>	<p>不活性ガス消火設備(二酸化炭素)の例 大きさ:短辺・・・150mm以上 (粉末消火設備にあつては100mm以上) 長辺・・・300mm以上 色:地・・・白 文字・・・黒 大きさ、色については、上記のように指導すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>不活性ガス消火設備 貯蔵容器設置場所 (二酸化炭素)</p> </div>
屋外消火栓設備	<p>屋外消火栓箱の表面に「ホース格納箱」の表示(規則第22条第4号イ)</p>	<p>ホース格納箱 文字の大きさ:1字につき50mm平方以上 色:屋外消火栓箱の色と識別できる色 大きさ、色については、上記のように指導すること。</p>
	<p>屋外消火栓に設ける「消火栓」と表示した標識(規則第22条第4号ロ)</p>	<p>消火栓 大きさ:短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色:地・・・赤 文字・・・白 文字の大きさ:1字につき50mm平方以上 大きさ、色については、上記のように指導すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>消火栓</p> </div>
自動火災報知設備	<p>受信機を設置している場所である旨を表示した標識の設置を指導すること。(基準24、第2、第1項第4号)</p>	<p>火災受信所 大きさ:短辺・・・80mm以上 長辺・・・240mm以上 色:地・・・赤 文字・・・白</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>火災受信所</p> </div>
消防機関へ通報する火災報知設備	<p>自動火災報知設備と連動した場合の受信機及び発信機に、連動である旨の表示を指導すること。(基準27、第1、第4項)</p>	<p>例:受信機 大きさ:短辺・・・30mm以上 長辺・・・100mm以上 色:地・・・黄 文字・・・黒</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>119番通報と連動しています。 点検時等には、連動停止スイッチ で連動を切ってください。</p> </div> <p>例:発信機 大きさ:短辺・・・10mm以上 長辺・・・40mm以上 色:地・・・黄 文字・・・黒</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>119番直通</p> </div>

避難器具	避難器具設置等場所を明示した標識 (規則第27条第1項第3号ロ)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">避難器具</div> <p>大きさ：短辺・・・300mm以上 長辺・・・600mm以上 色：地・・・白 文字・・・黒</p> <p>大きさ、色については、上記のように指導すること。</p> <p>注：避難ロープ、避難はしご等一般に普及している用語は、当該避難器具名をもって替えることができる。</p> <p>注：避難器具である旨が容易に分かる表示のある場合はこの限りでない。</p>
	避難器具の使用方法を表示した標識(規則第27条第1項第3号ロ)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(使用方法)</div> <p>大きさ：短辺・・・300mm以上 長辺・・・600mm以上 色：地・・・白 文字・・・黒</p> <p>大きさ、色については、上記のように指導すること。</p> <p>注：使用方法の簡便なものにあつては、設置しない事ができる。</p>
	避難器具設置等場所を明示した標識(規則第27条第1項第3号イ)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">避難器具設置等場所</div> <p>大きさ：短辺・・・120mm以上 長辺・・・360mm以上 色：地・・・白 文字・・・黒</p> <p>大きさ、色については、上記のように指導すること。</p>
	避難器具設置等場所を明示した標識 (規則第27条第1項第3号ハ)	<p>階のエレベーターホール、又は階段室(附室が設けられている場合は当該附室)の出入口付近の見やすい箇所に設置する「避難器具設置場所を明示した標識」とは、平面図に避難器具設置等場所及びその経路が明示されているものであり、大きさ等は認識できるものであること。</p>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">避難器具降下地点</div> <p>避難器具の降下地点には、降下地点であることを明示した標識を設けるか、床面、地面への明示等、容易に識別できる措置を講じるよう指導すること。</p>
消防用水	消防用水の採水口である旨を表示した標識(基準31、第1)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">採水口 (消防隊専用)</div> <p>大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白</p>

<p>消 防 用 水</p>	<p>消防用水である旨を表示した標識 右記のいずれかを設置するよう指導すること。</p>	 <p>大きさ：直径・・・575mm以上 色：地・・・赤 文字及び縁・・・白</p> <p>大きさ：直径・・・600mm以上 色：文字及び縁・・・白 文字周囲・・・青 中間・・・赤</p>
<p>連 結 散 水 設 備</p>	<p>連結散水設備の送水口である旨及びその送水圧力範囲を表示した標識（規則第30条の3第4号ニ及び基準33、第1、第7項）</p>	 <p>大きさ：短辺・・・150mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白</p> <p>大きさ、色については、上記のように指導すること。</p> <p>注：送水区域、選択弁及び送水口を明示した系統図も設置指導すること。</p> <p>注：設計送水圧力が1MPaを超える場合に使用することができる配管を設けるときは、送水口の直近の見やすい箇所に、一辺5cm程度の四角形の黄色の反射板を設けるよう指導すること。</p>
<p>連 結 送 水 管</p>	<p>連結送水管の送水口である旨を表示した標識（規則第31条第4号）</p> <p>連結送水管の放水口である旨を表示した標識（規則第31条第4号）</p> <p>放水用器具を格納した箱である旨を表示した標識（規則第31条第6号ニ）</p>	 <p>大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白</p> <p>大きさ、色については、上記のように指導すること。</p> <p>注：設計送水圧力が1MPaを超える場合に使用することができる配管を設けるときは、送水口の直近の見やすい箇所に、一辺5cm程度の四角形の黄色の反射板を設けるよう指導すること。</p>  <p>大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白</p> <p>大きさ、色については、上記のように指導すること。</p>  <p>大きさ：短辺・・・100mm以上 長辺・・・300mm以上 色：地・・・赤 文字・・・白</p>

		大きさ、色については、上記のように指導すること。
非常コンセント設備	非常コンセントの保護箱の表面の「非常コンセント」の表示（規則第31条の2第9号イ）	非常コンセント （消防隊専用） 文字の大きさ：1字につき・・・25mm平方以上 色：保護箱の色と識別できる色 大きさ、色については、上記のように指導すること。
無線通信補助設備	無線機を接続する端子を収容する保護箱の表面の「無線機接続端子」の表示（規則第31条の2の2第8号ニ（ロ））	無線機接続端子 （消防隊専用） 文字の大きさ：1字につき・・・25mm平方以上 色：白 大きさについては、上記のように指導すること。
パッケージ型消火設備	パッケージ型消火設備格納箱の表面の表示（「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第12号 第8、第9））	パッケージ型消火設備 消火設備用消火薬剤 色：文字・・・格納箱の色と識別できる色
パッケージ型自動消火設備	パッケージ型自動消火設備薬剤貯蔵容器収納箱の表面の表示（平成16年消防庁告示第13号第19、第20）	パッケージ型 自動消火設備 消火設備用消火薬剤 色：文字・・・収納箱の色と識別できる色

○「消防用設備等の標識類の様式について」（昭和44年10月20日消防予第238号）